

古川親水苑 通所介護重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

1 事業の目的

古川親水苑デイサービスセンターは、地域で暮らす高齢者が、可能な限り、居宅においてその方の能力に応じた自立した生活が送れるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等を提供する。

2 古川親水苑デイサービスセンターの概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名称	古川親水苑デイサービスセンター
所在地	江戸川区江戸川五丁目 4 番 2
介護保険指定番号	通所介護（東京都 1372307163 ）
サービスを提供する対象地域＊	江戸川区京葉道路を越えない範囲

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）同センターの職員体制

	配置人数
管理者	1 名
生活相談員	1 名
介護職員	利用者の数が 15 人まで 1 名以上 5 名またはその端数を増すごとに 1 名を加えた数
看護職員	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上

（３）同センターの設備の概要

定員	33 名	食堂兼機能訓練室	1 室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	あり

（４）営業時間

月～土曜	午前 8：30～午後 18：00（祭日は営業） 但し、サービス提供時間は 9：00～17：00
日曜	定休日（12／30～1／2 まで休業）

※休業する場合は、事前にご連絡をさせていただきます。

3 サービス内容

☆共通的服务

①食事の介助（ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。）

食事の準備、介助を行います。（食事時間） 12：00～13：00

②入浴：入浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄：利用者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス：利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の負担割合に応じて1～3割を追加料金としてご負担いただきます。

①個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

②栄養改善マネジメント

管理栄養士等により、ご利用者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

月2回管理栄養士等が栄養改善サービスを提供した際に料金をいただきますが、それ以外の来所日も、栄養、摂食や嚥下に配慮した食事介助等を行います。また、3か月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了希望日の2週間前までにお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、15日間以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 事業所の相談・苦情窓口

当事業所の通所介護に関するご相談・苦情について承ります。

担当者：生活相談員

連絡先：〒134-0013 東京都江戸川区江戸川五丁目4番2

電話：03-5667-1211

(2) 行政機関その他苦情受付機関

江戸川区役所	担 当：介護保険課 事業者調整係 電話番号：03-5662-0032
東京都国民健康保険団体連合会	担 当：介護相談指導課 介護相談窓口 電話番号：03-6238-0177

《 契約をする際の確認事項 》

年 月 日

通所介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地 東京都江戸川区江戸川 5 丁目 4 番地 2

施設名 社会福祉法人 東京優貴会

古川親水苑デイサービスセンター

代表者名 施設長 高井 豊

説明者名 _____

私は、利用契約書および本書面により、事業所から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____

【代理人】 住所 _____

氏名 _____

(利用者本人との関係)